

平成22年 6月25日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730550
 研究課題名（和文）現代アメリカ社会科憲法学習の論理にもとづく社会科授業開発
 研究課題名（英文）The Development of a Social Studies Course on the Basis of the Constitutional Learning theory in the US
 研究代表者
 中原 朋生（NAKAHARA TOMOO）川崎医療短期大学・医療保育科・准教授
 研究者番号：30413511

研究成果の概要（和文）：本研究では(1)近年のアメリカ合衆国における社会科憲法学習の論理を教育プロジェクト（教科書・教師用指導書・学習資料などで構成される具体的な授業計画）を分析することによって明らかにし、(2)その論理を応用しわが国の社会科における憲法学習の新しい授業モデルの開発を行った。その結果、①社会認識アプローチ、②憲法学的アプローチ、③道徳的アプローチの3つのアプローチによる授業モデル開発を試みた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to:(1)Clarify the Constitutional Learning theory in Social Studies in the US;(2) Develop a Social Studies Course in Japan on the Basis of the Constitutional Learning theory in the US. As the results, Three- types of approach (1 Social Studies approach, 2 Jurisprudence approach, 3 Moral Education approach) was Identified.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000円	0	900,000円
2008年度	800,000円	240,000円	1,040,000円
2009年度	500,000円	150,000円	650,000円
年度			
年度			
総計	22,000,000円	390,000円	2,590,000円

研究分野：社会科教育

科研費の分科・細目：教科教育学

キーワード：立憲主義社会科 社会科教育 公民教育 憲法学習 市民性教育 シティズンシップ教育 法関連教育 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、わが国においては憲法改正に関する議論が活発に行われていた。しかし、わが国の社会科における憲法学習は単なる条文暗記学習に陥り、子どもたちが主権者である市民として憲法のあり方を主体的に議論していくものとなっていなかった。

このような状況に対して、成文憲法発祥の

地であるアメリカ合衆国の社会科憲法学習は、子どもたちが憲法について積極的に議論を交わし、憲法条文を社会問題の解決に活用していく学習を展開していた。

そこで、本研究ではアメリカ合衆国の社会科憲法学習に注目し、授業理論の抽出と、その論理にもとづく我が国の社会科向けの授業開発をめざした。

2. 研究の目的

本研究の目的は①近年のアメリカ合衆国における社会科憲法学習の論理を教育プロジェクト（教科書・教師用指導書・学習資料などで構成される具体的な授業計画）を分析することによって明らかにし、②その論理を応用しわが国の社会科における憲法学習の新しい授業モデルを開発することにある。授業モデルの開発によって、わが国の社会科憲法学習を単なる暗記学習から、子どもたちが憲法の在り方を主体的に吟味する議論学習に変革していくことをめざす。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法

本研究では、上記の目的を達成するために、以下のような方法をとった。

①授業理論の抽出

アメリカの社会科憲法学習の教育プロジェクトを分析し、プロジェクトの単元指導計画、授業計画が「どうなっているのか？」を明らかにして、授業の事実を確定した。次に明らかになった授業の事実を分析し、単元指導計画、授業計画が「なぜ、このようになっているのか？」、その論理を抽出した。

②授業理論にもとづく授業開発

①で明らかになった論理にもとづき、日本向けの授業モデルを作成した。学習方法はアメリカ合衆国の論理をそのまま用い、学習内容について適宜日本向けの内容に改変して指導案を作成した。なお、授業モデルは高等学校の現場で社会科（地歴科・公民科）を担当している授業実践者に適宜アドバイスを受けながら開発を行った。

(2) 研究の手順

本研究では、以下のような手順によって研究を進めた。

①アメリカ合衆国の憲法学習の調査

（資料収集及びインタビュー調査）

②アメリカ合衆国の憲法学習の授業分析

（授業分析による論理の抽出）

③論理にもとづく授業開発

（日本向けの授業モデルの開発）

4. 研究成果

(1) アメリカ合衆国における調査の成果

現地調査によって、アメリカ合衆国の社会科憲法学習は単なる憲法条文を対象にした狭義の憲法学習に留まらず、憲法を枠組みとした歴史学習や憲法理念を基盤とした道徳学習（キャラクターエデュケーション）など、幅広い学習が準備されていることが明らかになった。そこでは憲法を基盤とした社会科

教育、いわば立憲主義社会科ともいえる授業が展開されていた。

現地調査では、憲法学習の中心的な役割を担っている国立憲法センター（National Constitution Center）や憲法学習の代表的な教育プロジェクトを開発しているクローズアップ財団（Close Up Foundation）等を訪問し、憲法学習に関する資料を収集するとともに、関係者からインタビュー調査を行った。

資料収集に関しては、わが国において分析・報告されていない憲法学習に関するプロジェクトを20編以上収集した。例えば、国立憲法センターが開発した政治学習プロジェクト『政府は生きている！権力、政治と君（Government Alive!:Power, Politics, and You）』、クローズアップ財団が開発した人権学習プロジェクト『権利章典：使用者のためのガイド（The Bill of Rights: A User's Guide）』、行動的な市民を育成する小学校教員バーバラ・ルイスが開発したキャラクターエデュケーション教材『君は何を示すのか？：小学生向き（『What Do You Stand For?:For Kids』といったプロジェクトを入手した。入手した憲法学習プロジェクトは、政治学習（統治機構）、人権学習（権利章典）、道徳学習（キャラクターエデュケーション）、歴史学習（憲法の歴史）、討論学習（憲法問題ディベート）など、幅広いプロジェクトとなっている。

また、インタビュー調査では、アメリカ合衆国における市民性教育が、憲法の提示する市民像（主権者として市民、寛容性を備えた市民、活動的な市民、など）を基盤とした教育を展開していることが明らかになった。特に、クローズアップ財団において、ワシントンDC政府見学プログラムを担当しているドナ・ミュラー氏に行ったインタビューでは、憲法と市民性教育に関する貴重な意見を聞くことができた。氏によるとアメリカ合衆国の市民性教育が最も重視している価値観は「寛容（Tolerance）」であり、その起源は合衆国憲法修正第1条における「信教の自由」にあるという。アメリカ合衆国市民にとって「信教の自由」は、第1の自由とも表現され、各市民の信条の多様性を認める拠り所となっている。修正第1条は、個人の自由や少数者の人権を尊重する「寛容性」の起源にもなっているわけである。

以上のようにアメリカ合衆国における現地調査では、①憲法学習が単なる条文学習だけではなく、政治・人権・道徳・歴史・討論など幅広い学習を準備していること、②市民性教育全体が憲法の理念を基盤として展開していることが明らかになった。

(2) 授業理論の抽出

アメリカ合衆国の憲法学習プロジェクト

の分析を行った結果、憲法学習には、①社会認識アプローチ（憲法を窓口とした社会認識学習）、②憲法学的アプローチ（法学の学問成果を子どもに教授する学習）、③道徳的アプローチ（憲法が提示する自由や平等、社会的正義といった価値観を子どもの行動規範として育成する学習）の3つのアプローチが存在することが明らかになった。

①社会認識アプローチは、憲法を視点として子どもたちの社会認識を深めるアプローチであり、憲法に関する歴史学習や、他国との比較学習が主な学習内容となる。例えば、憲法上の権利財団（Constitutional Foundation）が開発した『自由の基礎：生きている権利章典の歴史（Foundations of Freedom: a Living History of our Bill of Rights）』が典型的なプロジェクトである。社会認識アプローチでは、「なぜ憲法は誕生したのか?」、「なぜ人権は侵害されるのか?」といった憲法に関する根源的な問いを探究しながら、子どもたちが社会を研究していく過程として授業が展開する。

②憲法学的アプローチは、憲法条文を真正面から取り上げ、その条文ができた起源、理由、解釈の変遷などを研究し、最終的に子どもたちが憲法条文を社会問題の解決に活用していくことをめざす法学的なアプローチである。例えば、クローズアップ財団が開発した人権学習プロジェクト『権利章典：使用者のためのガイド（The Bill of Rights: A Use's Guide）』が典型的なプロジェクトである。このアプローチでは、一つの条文を徹底的に研究していく過程として授業が展開される。例えば信教の自由を学ぶ単元では、「なぜ信教の自由の考え方が生まれたのか?」、「誰のどのような議論によって、信教の自由が憲法に規定されたのか?」、「憲法における信教の自由は、アメリカの歴史においてどのような役割を果たしてきたのか?」、「現在、信教の自由に関してどのような論争があるのか?」、「あなたが裁判官ならその論争にどのような判決を下すのか?」といった憲法条文の意味や来歴を研究した上で、それを活用できる市民の育成がめざされている。

③道徳的アプローチは、憲法が提示する価値観にもとづく道徳教育であり、社会的正義、公正、市民性、責任、などの憲法規範にもとづく学習が展開される。例えば、バーバラ・ルイスが開発したキャラクターエデュケーション教材『君は何を示すのか? :小学生向き（What Do You Stand For? :For Kids）』が典型的なプロジェクトである。このアプローチでは公正や市民性といった合衆国憲法が重視する価値をひとつの単元でひとつずつ取り上げ、社会科授業に留まらず、特別活動や課外活動も含めた大単元によって学習を展開する。例えば公正（Fairness）という単

元では、「戦争は市民にとって公正な出来事と言えるだろうか?」、「公正とはどういう意味だろうか?」、「日常生活で公正を実現するための方法は何だろうか?」、「人種差別的な行動をとる友達にどのような態度をとることが公正なのか?」、「クラスを公正にするために何ができるのか?」、「家事分担を公正にするために何ができるのか?」といった一つの価値（公正）を教室内外において徹底的に研究していく過程として授業が展開される。

以上のように、アメリカ合衆国における憲法学習は、憲法条文を真正面から取り上げる狭義のものから、憲法理念を日常生活の道徳レベルに還元する広義のものまで、幅広いアプローチが存在していることが明らかになった。

（3）授業理論にもとづく授業開発

上述した3つのアプローチにもとづいた我が国の社会科授業開発を試みた結果、4つの小単元の授業を開発することができた。

①社会認識アプローチ型の授業

社会認識アプローチ型の授業として、小単元1「日本国憲法を生んだ9日間 - 基本的人権の尊重の起源 -」、小単元2「信教の自由 - 寛大な社会への扉 -」の2つの授業プランを教授書形式で開発した。小単元1は、従来のがわが国の憲法学習において、ブラックボックスとなっていたGHQ民政局による憲法草案作成過程を子どもたちが研究する授業である。また小単元2は、立憲主義社会においてもっとも重要な権利とされる「信教の自由」がわが国で成立した過程と現在の社会における役割を子どもたちが研究する授業である。この2つの授業モデルは、子どもたちの憲法をめぐる社会認識を広げるための授業である。

②憲法学的アプローチ型の授業

憲法学的アプローチ型の授業として、小単元3「どうする！新しい人権の爆発」、小単元4「『男女結婚可能年齢差』でルールづくり」の2つの授業プランを教授書形式で開発した。小単元3は、新しい人権が憲法13条の幸福追求権を解釈するなかから生成されてきていることを憲法学の学問成果として研究した後に、新しい人権の在り方を子どもたちが議論する授業である。また小単元4は、憲法24条に婚姻生活における男女平等が定められているにも関わらず、結婚可能年齢に男女差が存在することの是非を子どもたちが議論する授業である。この2つの授業モデルは、憲法学の成果にもとづきながら、子どもたちが憲法上の問題を積極的に議論する授業である。

上記の授業モデルは、学校教育の現場で実践可能なように研究成果を積極的に公開している。詳しくは以下の文献・発表要旨（雑誌論文③、学会発表③、図書①）を参照して

いただきたい。

③道徳的アプローチ型の授業

アメリカにおいて入手したキャラクターエデュケーション教材の分析を進めた結果、それらは道徳的アプローチによる憲法学習の役割を積極的に担い、子どもたちを立憲民主主義社会の有為な市民として育成しようとする公民教育となっていることが明らかになった（下記の雑誌論文①、学会発表①、②）。しかし、本研究では上述した①社会認識アプローチと②憲法学的アプローチにもとづく授業開発までで時間切れとなった。今後は、残された課題として、道徳的アプローチの論理の解明と、その論理にもとづく社会科授業開発に取り組みたい。

（4）本研究の意義と特質

以上のように本研究では、アメリカ合衆国の社会科憲法学習の授業理論の抽出及び、抽出した理論にもとづく我が国の社会科向けの授業開発を行った。本研究の意義と特質をまとめると以下の3点となる。第1に、アメリカ合衆国の憲法学習は①社会認識アプローチ、②憲法学的アプローチ、③道徳的アプローチの3つのアプローチが存在することを、具体的な教育プロジェクトの分析から明らかにしたこと。第2に、アメリカ合衆国の社会科憲法学習の論理にもとづく我が国の社会科向け授業モデルを、教育現場で即実践が可能な教授書形式で開発するとともに、その成果を公表したこと。第三に、今後の研究課題としてアメリカ合衆国において近年急速に開発が進んでいるキャラクターエデュケーションの公民教育的側面に注目し、道徳的アプローチによる憲法学習の論理の解明と、その論理にもとづく社会科授業開発を新たな目標として設定したことにある。

本研究が、教育現場における憲法学習のあり方を変革し、子どもが主権者である市民として育成されることを強く願うものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 中原朋生「初等教育における市民性育成プログラムの内容編成－米国キャラクターエデュケーション教材を手がかりに－」、川崎医療短期大学紀要、査読無、第29号、2009、pp. 49-57
- ② 桑原敏典・中原朋生「市民的資質教育としての憲法学習の改善－政策評価過程を取り入れた基本的人権学習の原理と方法－」公民教育研究、査読有、VOL. 16、2009、pp. 19 - 34
- ③ 中原朋生「開かれた憲法学習の理論と方法－ハートの法認識論にもとづく社会科授業開発－」社会科系教科教育学研究、

査読有、第19号、2007、pp. 9-18

〔学会発表〕（計4件）

- ① 中原朋生「子どもの『公正概念』発達論にもとづく公民単元構成－米国キャラクターエデュケーション教材における単元「公正」を手がかりとして」、第58回全国社会科教育学会全国研究大会2009年10月11日、弘前大学
- ② 中原朋生「幼小をつなぐ市民性育成プログラムの内容編成論－米国キャラクターエデュケーション教材『What Do You Stand For?:For Kids』を手がかりとして」、第57回全国社会科教育学会全国研究大会2008年10月15日、宮崎大学
- ③ 中原朋生「社会科において“立憲主義”の伝統文化をどう扱うか－立憲主義にもとづく“開かれた憲法学習”－」第57回日本社会科教育学会全国大会、2007年10月8日、埼玉大学
- ④ 中原朋生「これからの憲法学習のあり方－法教育の本格導入を前にして－」第1回社会系教科授業研究会岡山、2007年8月1日、岡山大学

〔図書〕（計2件）

- ① 中原朋生「『男女結婚可能年齢差』でルールづくり」橋本康弘編著『教室が白熱する“身近な問題の法学習”15選－法的にはどうなの？子どもの疑問と悩みの答える授業』、24-33（2009）（査読なし）。
- ② 中原朋生「憲法教育」日本公民教育学会編『公民教育事典』、62-63（2009）

〔産業財産権〕

- 出願状況（計0件）
- 取得状況（計0件）

〔その他〕

該当事項なし

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
中原 朋生 (NAKAHARA TOMOO)
研究者番号：30413511
- (2) 研究分担者
該当者なし
- (3) 連携研究者
該当者なし